

感染症による登園停止について

幼稚園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、登園を遠慮していただいております。医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、感染のおそれが無くなりましたら、保護者の方が裏面の「登園届」を記入し、お子さんを登園させてください。

	病 名	出席停止期間
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染症のおそれがないと認めるまで
第 3 種	流行性角結膜炎（はやり目）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（0-157, 0-26など）	
	急性出血性結膜炎	
そ の 他	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれていること
	手足口病 ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍影響がなく普段の食事がとれること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

上記の基準は「学校保健法施行規則」に準じています。

<保護者用>

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登園届（保護者記入）	
<u>中原幼稚園 園長様</u>	
	園児氏名 _____
(医療機関名) _____	(年 月 日受診) において
(病名) _____	と診断されました。
症状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので、登園いたします。	
年 月 日	
	保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

幼稚園は園児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。